

特定外来生物の 拡大を防ぐために

特定外来生物とは？

特定外来生物は、人間の活動によって海外から日本に入ってきた生き物のうち、生態系、ヒトの生命・身体、農林水産業への被害が大きい、または被害を及ぼす恐れがあるとして環境省が指定する生き物のことです。

大分市内で確認されている特定外来生物(15種)

2021年時点

主に農作物へ悪影響を与える



アライグマ



クリハラリス

主に漁業へ悪影響を与える



オオクチバス



ブルーギル

主に生態系(在来種の繁殖)へ悪影響を与える



ソウシチョウ



ガビチョウ



ウシガエル



カダヤシ



ツマアカスズメバチ



ブラジルチドメグサ



オオフサモ



オオキンケイギク



オオカワヂシャ



アレチウリ

主に人の身体へ悪影響を与える



セアカゴケグモ

カダヤシ(写真提供:国立環境研究所) カダヤシ・アレチウリの実以外の生物(写真提供:環境省)

※特定外来生物による被害を防ぐため、「外来生物法」により以下の行為が**原則禁止**されています。

飼養・栽培、保管、運搬、輸入、販売、譲渡、野外への放出など

私たちに できること!

外来生物被害予防三原則

入れない

捨てない

拡げない

- 悪影響を及ぼすおそれのある外来生物をむやみに国内に「入れない」ことが重要です。
- すでに外来生物を飼育している場合は、野外に出さないために、絶対に「捨てない」ことが重要です。
- 野外で外来生物が繁殖している場合は、それ以上「拡げない」ことが重要です。

～外来生物および特定外来生物対策に関するご理解とご協力をお願いします～

お問い合わせ

大分市環境対策課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

電話:097-537-5758(直通)

E-mail:kankyotai5@city.oita.oita.jp